

報告第一号

地味自治会等第一号の条によつて次の通り専断処分をした

記

隔離病舎の中止について

本記事由により町立隔離病舎を中止するものとする

記

一 建物の状況

大字今泉字権ヶ滝一番地

町立隔離病舎本建瓦葺草葺屋建 五三、八坪

二 中止の理由

本建物は明治の末期に建築したるもので以後四十数年を経る老朽
建物であると共に建築多量の隔離病舎の在り方からすればその
の辺隔の地に建設せられ現在の四種患病舎の嗜好をせんす内容
持たず伝染病流行期に於ても病人の利用するものも無い状態
その上地味隔離病舎として人名古く新設された病舎は近代的な
施設内容と環境状況を持たせられ組合病舎に加入の案状で
あるのであらゆる面から既設隔離病舎の存続の必要を認め
ない

右重字決する

昭和三十一年七月一日報告

三朝町長 及 出 稚

三朝町長 承認

三朝町議会議長 天野 廉



